

令和4年第4回京丹波町議会定例会（第4号）

令和4年12月16日（金）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 同意第 3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 3 議案第70号 京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第71号 京丹波町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第72号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第73号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 7 議案第74号 京丹波町わち緑の交流空間施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 8 議案第75号 京都府市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第 9 議案第76号 令和4年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）
- 第10 議案第77号 令和4年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第78号 令和4年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第79号 令和4年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第80号 令和4年度京丹波町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第14 議案第81号 令和4年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）
- 第15 発委第 6号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 発委第 7号 シルバー人材センターに対するインボイス制度の適用除外を求める意見書
- 第17 閉会中の継続調査について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（13名）

- 1 番 山 崎 裕 二 君
- 2 番 伊 藤 康 二 君
- 3 番 居 谷 知 範 君
- 4 番 谷 口 勝 巳 君
- 5 番 東 まさ子 君
- 6 番 山 田 均 君
- 7 番 畠 中 清 司 君
- 8 番 山 崎 眞 宏 君
- 9 番 西 山 芳 明 君
- 10 番 隅 山 卓 夫 君
- 11 番 松 村 英 樹 君
- 12 番 森 田 幸 子 君
- 13 番 梅 原 好 範 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（26名）

- 町 長 畠 中 源 一 君
- 副 町 長 山 森 英 二 君
- 総 務 部 長 松 山 征 義 君
- 健 康 福 祉 部 長 中 尾 達 也 君
- 産 業 建 設 部 長 山 内 和 浩 君
- 企 画 情 報 課 長 堀 友 輔 君
- 総 務 課 長 田 中 晋 雄 君
- 財 政 課 長 山 内 明 宏 君
- 管 財 課 長 堀 内 浩 二 君
- 税 務 課 長 小 山 潤 君
- 住 民 課 長 久 木 寿 一 君

福祉支援課長	岡本明美君
健康推進課長	永海貴子君
子育て支援課長	木南哲也君
医療政策課長	豊嶋浩史君
農林振興課長	栗林英治君
商工観光課長	片山健君
土木建築課長	山内敏史君
上下水道課長	保田利和君
会計管理者	十倉隆英君
瑞穂支所長	中野竜二君
和知支所長	藤井雅文君
教育長	松本和久君
教育次長	堂本光浩君
学校教育課長	宇野浩史君
社会教育課長	村田弘之君

6 欠席執行部（0名）

7 出席事務局職員（3名）

議会議務局長	長澤誠
書記	山口知哉
書記	山本美子

開議 午前 9時00分

○議長（梅原好範君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日の本会議は、出席者の入場前の検温、手指消毒を行い、出席者及び傍聴者におかれてもマスク着用としております。休憩中に感染防止対応のため、議場内の換気をさせていただきます。

また、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、令和4年第4回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第1、諸般の報告を行います。

本会期中に、各委員会が開催され、提出議案の審査や所管事業等について協議が行われました。

12月14日に議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営等について協議されました。また、同日に全員協議会が開催されました。

京丹波町情報センターに対し、本日の本会議の収録データの編集、ケーブルテレビによる自主放送番組での放映を依頼しましたので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第2、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について》

○議長（梅原好範君） 日程第2、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第3号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに

賛成の方は起立願います。

(多数 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第3号は、原案のとおり同意されました。

《日程第3、議案第70号 京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第3、議案第70号 京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

伊藤君。

○2番（伊藤康二君） 議案第70号について、少し質問をさせていただきます。

人事院勧告によりまして、京丹波町の給料表が上がると思うんですが、京丹波町のラスパイレース指数の変化はあるのかないのか。それが1点。

南丹市の職員採用について、12月8日の新聞報道で内定の7割が辞退をされたとありました。本町においては、近年ではゼロとの報道になってはいますが、南丹市においては令和2年度から令和3年度に1.6ポイントラスパイレース指数を下げたことが、私は1つの要因になったのではないかと考えております。

本町の職員採用に大変危惧をしておりますが、この2点についてお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） おはようございます。

ラスの変化という1点目でございますが、これにつきましては、今、令和4年の試算は国の公表がありませんので、試算はできないわけでございます。

したがって、正確な数字は申し上げられませんが、ただ、国の基準を対象に指数を計算いたしますので、今回、国が給与が改善されるということになりますので、あまり大きな変化はないかというふうに考えております。

それから、2点目でございます。

南丹市の事例を言っていましたけれども、国家公務員の給与と比較するということがございます。京丹波町で申しますと令和3年公表しております数字は93.2ということで

ございます。これにつきましては、国家公務員より給料が低い結果ということでございますが、全く影響がないということは申し上げにくい状況かと理解をしております。

しかしながら、今年度より実施をしていただいております先輩職員の声など、そういった公務職場で働く意義をこれからも広く周知させていただくことで、人材確保を図っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○2番（伊藤康二君） ただいまの説明で少しは安心をしておりますけども、これから先、京丹波町においては、今93.2ということで、府下の市町村の平均が大体97.3ポイントでございます、下から大体2番目でございます。ですので、将来的に人材を確保する上で、いい人材と言うと語弊もありますけども、確保する点において、もう少しポイントを上げられれば、もう少し安心できるのではないかなと私は思っておりますので、その点よろしくお願ひ申し上げまして、質問を終わります。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○6番（山田 均君） 私も少しお尋ねをしておきたいと思うんですけども、今、伊藤議員からありまして、ラスパイの関係で93.2ということで、下から2番目ということでございました。新聞報道も含めて、同じ公務員の職場、自治体の職場に就職する場合、やはり賃金というのは非常に大きなウエートを占めているわけで、同じ仕事をするならばやっぱり高いところへいくということもありますし、もちろん職場の条件もあるわけでございますけども、非常に大きいウエートを占めていると思います。以前からこの地域はラスパイが低いということが言われておりました。やはりそういう面では、見直しをして引上げを図っていくということは大事だし基本だと思うんですけども、その点の見解を伺っておきたい。

それと、今回、提案になっております引上げの中の新旧対照表を見ますと、1ページで行政職の関係で、第3条関係になるんですが、1号給の1級で4,000円のアップになっております。2級では3,000円、3級では2,900円、4級で1,800円、5級は1,700円のアップということになって、6級は変わらないということになっておるわけでございますけども、引上げの率は各級ごとに違うのか。同じなのか。引上げの率を伺っておきたいと思います。

また、5ページでは、医療職給料表があるわけでございますけども、医療職についても引上げの率とか額という点では同じような考え方なのか伺っておきたいと思います。いわゆる

引上げの率というのは、どの号給になっても同じ率になっているのかどうか。

また、本町では、医療職の関係でそれぞれ表があるわけでございますけども、給料表のどれを使用しているのか、併せて伺っておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） まず、1点目でございます。

いわゆる職場を選択していただくということでございますが、ラスパイレス指数の高い低いというところで、そういった影響がないとは言い切れないかなというふうに思っておりますので、見直すことにつきましては全体の職員構成、そういったところも勘案しながら検討していかなん事案かなというふうに考えております。

それから、引上げの率につきましては、1級が1.7%、2級が1.1%、3級が0.2%、こういった率で人勧のほうで改定をされているということで、手元にはその資料しかございませんので、これが医療職等に反映しているのかというところはちょっと定かではないことになっております。

3点目の医療職の給料表でございますが、これについては職種によって給料表が違っておまして、給料表の下に記載があるんですが、医療職の（1）は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師ということでございますし、医療職の（2）につきましては、同じく病院、診療所等に勤務する医療技術者でございます。それから、医療職（3）の給料表につきましては、病院、診療所等に勤務する看護師等の給料表ということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○6番（山田均君） あわせて、もう一度伺っておきたいんですが、新旧対照表の1ページから2ページ、3ページとあるわけでございますけども、1級を見た場合、今ありましたように1.7%の引上げということで、金額では4,000円の引上げがずっとおまして、号で行きますと22号まで下がると3,000円の引上げということになっております。そして、59号に行きますと2,000円、68号で1,000円、77号で900円、82号で800円、83号で700円、こういうふうになってるんですけど、今ありましたような1.7%を掛けた率で引上げということになるのか。その点もう一度伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 全ての号給が1.7%を掛けているということではなく、最初の補足説明で申し上げましたように、初任給の改正と若年層の給与改定があるということでございます。初任給につきましては、高卒4,000円、短大卒4,000円、大卒は3,000円、率ではなくて金額で上げているところもございますので、一律に1.7%を掛けていただくとかそういったことではないという改定でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○6番（山田 均君） 給料表でございますので、職員にとって一番関係するわけでございます。こういう給料表の改定について、引き上げる部分ではありますけども、今もありましたラスパイが府下でも低い位置にあるということもありますので、職員組合との協議等もされて、併せて合意はされているのかどうか伺っております。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 常任委員会でも申し上げましたけども、職員組合にも説明をさせていただいて、ご理解いただいているというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） 伊藤議員、山田議員のラスパイレス指数に関連して、もう少し細分化していただきます。

大卒、初任給の場合、1級25号給からスタートして、2年目には1級の32号給になる。短大卒、高卒などごとの、いわゆる学歴ごとの経験年数別の平均給与月額を国の号給と比較して得た指数、これがラスパイレス指数ということですが、町職員において、最初、先ほど言ったように25号給とか32号給の場合は、大体、国家公務員と同じ水準の初任給2年目といったところになるかと思うんですが、もちろん最近では、国家公務員も地方公務員も中途採用という形で号給が25号給といったところからスタートしない方もいらっしゃると思います。そこでそごが出てくるかもしれませんが、町職員においてラスパイレス指数100より高かったら国家公務員より多い、100より下回ってたら国家公務員より少ない。同じ学歴、勤続年数、階層でということになると思うんですが、100を下回るのは大体どの勤続年数階層からか。93.2が平均ですので、93.2より低いところもあれば高いところもあるといったことになるかと思うんですが、最も低いのがどの勤続年数階層になるのか答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 今、議員がおっしゃったように、初任給の割付けは国家公務員等と同じでございますので、ラスが100になるというのが通常だと思います。今おっしゃったように、最近では経験年数、いわゆる民間等の経験を有して採用される方もございます。当町でもそういったことがありますので、今、令和3年のラスパイレス指数では100になるという階層はございませんで、全て100を下回っているという状況でございます。最も低いラスの階層でございますが、大学卒業後25年以上30年未満の勤続の階層、これは令和3年の比較で、そういうふうになっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第70号を採決します。

議案第70号 京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

《日程第4、議案第71号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第4、議案第71号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○6番（山田 均君） 1点伺っておきたいと思うんですけども、期末手当の関係で新聞報道もありました。その中で、京丹波町は、特別職の場合に南丹市の特別職よりも金額が高いという数字が新聞報道もされておりました。町民の方から、何でそういうことが起こるんだと、財政規模も違うし、市と町の違いもあると思うんですけども、手当だけが何でそういう差が出るんだという質問をよく聞くんですけども、どういうことで南丹市の市長よりも京丹波町の町長のほうが高いということが起こっておるのか伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 特別職の給与等でございますが、特別職の報酬審議会等の議論を経て給与なりが決定されているというふうに理解しております。そういったところの議論を踏まえての結果でございますので、南丹市との比較ということではなく、近隣との比較は当然その審議の中ではさせていただいていると思いますが、結果としてそういう結果にはなっているということでございますし、今回の条例改正による影響額につきましては、12万1,000円ということでございます。そういったところで申し上げますと、大きな改正のところにはないのかなというふうに理解をしております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○6番（山田 均君） 報酬審議会ということがございましたが、当然、方式として、それぞれ条例で定めている給料表ということになると思うんですけども、それ以外にいろんな財政事情の中で減額という処置をしている市町村もあるわけでございます。そういうところで差がついているのかどうか。その点分かっておれば伺っておきたいと思います。当然、報酬審議会の場合に、もちろん近隣町の比較もされますけども、町としてのあるべき報酬を決めると思いますので、当然、市と町の違いはあるのではないかと思うんですけども、同じであってもそういう新聞報道をされているのを見ておきますと、町民からも何でかというのは出るわけです。そういう減額をされているので、そういう数字が出てきているということは私は理解はしておったんですけども、そうではないということなのかどうかも含めて伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 減額ということで言いますと、今年度につきましては、3月の定例会で特別職につきましては10%減額という措置をさせていただいております。そういった

措置もさせていただいておりますので、今のご質問等につきましては、いろいろ検討されて現実に至っておるといふふうに理解をしております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） 先ほどの質疑に関連してですが、基本的には、南丹市を上回っているというのは、私は加算率の影響だと思っております。新旧対照表にも100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額に100分の15を乗じて得た額というふうにありますので、京丹波町の場合は加算率が40%、6月議会の一般質問でもさせていただきましたが、南丹市の場合は15%ということになりますので、そういったところの検討を一般質問で質問したところ、検討していくということではありましたが、現段階で分かっている検討状況があったら答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 加算率も含めての報酬等の関係でございますが、今のところ具体的にこういった方向になるということまでは議論ができておりませんので、ご容赦いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第71号を採決します。

議案第71号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

《日程第5、議案第72号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第5、議案第72号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○6番（山田 均君） 今回、提案になっております会計年度任用職員の給料の引上げに関わって、今回の引上げの場合に1級、2級があるわけでございますけれども、アップの率というのは、先ほど一般の行政職のところでもお尋ねしたんですけれども、会計年度任用職員の場合は、引上げ率というのはどういうことになってるのか伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 会計年度の給料表につきましては、正規職員の1級、2級の号給をそのまま引用させていただいておりますので、改定率は同じということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○5番（東まさ子君） 会計年度任用職員におかれては、本町で半分以上が任用職員ということで、大変頑張っていただいているところでもありますけれども、人勸においては、勤勉手当のみが改定されているということで、会計年度任用職員は勤勉手当がありませんので、昨年度もそうだったと思うんですけれども、そういう改善がされないということでもあります。勤勉手当というのを任用職員にも配分するということはできないのか。

それから、年間の収入ですけど、200万円以下の任用職員というのはおられるのか。日給1,000円以下の方はおられるのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 会計年度任用職員における勤勉手当のことでございます。会計年度任用職員の制度につきましては、国の制度を一応うちも採用しておるということでございます。勤勉手当につきましては、そういった制度がないということでございますので、本町においてもそれを採用しておりません。

しかしながら、今後については、国のほうで議論されるというふうな情報も得ております

ので、その辺につきましては、今後、国のほうで議論をされたら、こちらのほうでも検討させていただくというふうな流れになると思います。

それから、年収200万円以下という条件がはっきり分からないので申し上げにくいんですが、日給1,000円以下というか、それは働き方によりまして勤務時間等、それから要は勤務条件等が個々によって違いますので、そういった数字の手持ちは持ち合わせておりませんので、ご容赦いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○5番（東まさ子君） 年収200万円というのは、少ない年収で働いていただいているということで、会計年度任用職員のうち、本町でしたらどのぐらい200万円以下の方がおられるのか。分かりましたらお聞きをしたいと思って質問をいたしました。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 先ほどの答弁と重なりますが、ちょっと今手元に資料がございませんので、ご容赦いただきたいと思います。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） 目下も募集されているんですが、例えば介護士のフルタイムの会計年度任用職員の募集がホームページとかにもあります。フルタイムですので、先ほど言われていたような年収200万円以下ということにはならないと思うんですが、パートタイムの方は200万円以下というのは働き方であると思います。フルタイム会計年度任用職員で介護士の場合、当初、1級7号給の月額15万2,000円、改正されたら来年からは15万6,800円ということになるようですが、会計年度が一度終わって、そして再び任用職員として任用した場合、来年度の号給はどのようになるのか答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 会計年度任用職員の昇級でございますが、これにつきましては、週の勤務時間で一つ線を引かせていただいております。週の勤務時間が15時間30分以上でありますと2号給、それ未満でありますと1号給、継続して雇用させていただいた場合につきましては、そういう昇級の仕方をさせていただいております。今議員がおっしゃったような1級7号給の場合ですと、来年は1級9号給になるということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これ以て質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これ以て討論を終わります。

これより議案第72号を採決します。

議案第72号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

《日程第6、議案第73号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について》

○議長(梅原好範君) 日程第6、議案第73号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○6番(山田 均君) 頂いております参考資料の3ページ、第6条です。京丹波町職員の給与に関する条例ということで、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額について定めるということになって、これの改正ですけども、②で当分の間というのがあります。④でも当分の間というのがありますが、当分の間というのはどれぐらいの期間を示しているのか伺っておきたいというのが1点でございます。

それから、職員の定年制で定年が65歳になるということでございますけども、この説明を見ておきますと、結局、役職であれば60歳で役職は終わるわけでございます。一般職についても同じですけども、これまででしたら、一旦退職をして退職金をもらって、そして再任用ということでお世話になっていたわけでございます。今度の場合は、この改正になりま

すと定年制が延びるということで、60歳になりますとあと5年間は、賃金の7割ということになるわけではありますが、仕事の内容について、軽い重いはないかもしれませんが、どのような配置になるのかということ。給料は下がって仕事はこれまでと同じ分量の仕事をせんなんということでは非常に重たいなと思うんですけども、その点伺っておきたいと思います。

それから、内容についてどういうことなのか理解ができないのでお尋ねしたいんですが、資料の3ページの第6条関係の④で、管理職についてここに書いてあるんですけども、当分の間、給料月額のほか、降任等する前の給料月額に7割を乗じて得た額と、降任等をした後の給料月額に7割を乗じて得た額との差額に相当する額を給料として支給するとなっていることについて、どのように理解をしたらいいのか教えていただきたいです。

以上です。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 1点目の当分の間という表記でございます。

これは国の表記を準用しておりますので、私のほうでいつからいつまでといったことはちょっとお答えしにくいかなと思いますが、いわゆる当分の間というのは、一、二年ということではないのかなという理解をしております。

2点目のいわゆる管理職につきましては、60歳で役職定年を迎えます。それから、管理職以外につきましては、60歳で役職を降りると、課長補佐から係長に降りるといった降級はありませんが、そういった意味では、給料は60歳で7割水準にありますし、そういったことにつきましての職員配置のことにつきましては、仕事の内容、それから町が行う事業等につきまして、そういった配置を考えていくということになりますので、給料が下がるので同じ仕事をしていただくとかそういったところの配置のほうは今のところ考えていないというふうに思っております。

それから、管理職員の役職定年で級が変わるという場合に調整額というものが国のほうで設けられておまして、この調整額というのは、今ここに記載をしておりますように、降任される前の号給7割の額と降任された後の7割との差額がある場合は、給料が下がり過ぎないように調整額を支給できるという制度があります。それが今回改正の給与条例の附則第14項に記載をされているということでございます。そういったものが支給できるという規定になっておりますので、ご理解いただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○6番（山田 均君） 管理職が60歳で役職定年をして役がない職員ということになるんですけども、調整額、下がり過ぎないようにという、言葉的にはよく分かるんですけども、一定の基準というものはあるのかどうか。下がり過ぎないようにというのはどれだけ下がり過ぎないかということもあるんですけども、何かそういう基準というものはあるのかどうか伺っておきたいと思います。

それから、もう1点伺っておきたいのは、もちろん定年ははっきりしているわけですが、年度当初に向けて希望退職等を取っておられるというように聞きます。今度の場合、定年が延長になるわけでありまして、当然、60歳を過ぎて、年金がもらえないので65歳まで働くということにはなるとは思うんですけども、これまでどおり60歳を過ぎた職員については、希望退職みたいなことも取るということも考えておられるのか伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 1点目の下がり過ぎない基準ということでございますが、これにつきましては、以前の話ですけども、役職定年を設けて運用してきた実態もございますので、その辺を参考に、いわゆる先ほどの調整額が発生しないような形で調整が必要かなというふうに考えております。

2点目の希望退職と議員がおっしゃっておりますのは、現状、応募認定という退職の制度かと思っております。これにつきましては、退職手当組合で検討される事項でございますが、この制度につきましては現行と変わらないということですので、60歳以上の適用は当然なので、60歳から65歳の間には退職されるということになるだけでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。

議案第73号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

《日程第7、議案第74号 京丹波町わち緑の交流空間施設の設置及び管理に関する条例の制定について》

○議長(梅原好範君) 日程第7、議案第74号 京丹波町わち緑の交流空間施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

森田君。

○12番(森田幸子君) 別表の第12条関係、施設使用料について1点だけお伺いいたします。

1人につきということで定員の1人というのは、大人とか、就学前の児童とか、年齢の差はつけておられないのか。その点お伺いいたします。

○議長(梅原好範君) 藤井和知支所長。

○和知支所長(藤井雅文君) お答えします。

1人というのは年齢等は設けておりません。泊まれる方ということで、お子さんであっても1人でありましたらその料金を頂くという形になっております。

以上でございます。

○議長(梅原好範君) 森田君。

○12番(森田幸子君) 年齢制限がないということは、乳幼児とか就学前の子どもさんもおられるんですが、その点についても同じなのか確認いたします。

○議長(梅原好範君) 藤井和知支所長。

○和知支所長(藤井雅文君) 研修棟とか泊まれる場合については1室単位です。この研修棟の地階にあります広場とかそういったところについては1人につきということになりますので、乳幼児であっても使用料を頂いているという形になります。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） 今回の施設料値上げの理由の1つとして、類似施設との比較による改定とあるんですが、利用料以外の比較、例えば利用者などについてはどのようなようであったかお伺いいたします。

また、近年の利用状況は、各シーズンではどのようなようであったかお伺いいたします。その利用者の構成、家族だとかグループ、単独というのがあると思うんですが、その構成とリピーター率はどのようなようであったかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 藤井和知支所長。

○和知支所長（藤井雅文君） 今回の施設利用料の改定でございますけれども、これまでから使用料が安いというようなことで利用者からもご意見を頂いておりましたし、運営委員会のところでもそういう意見を頂いておりました。その関係で近郊の類似と考えられる施設の使用料のみを比較させていただきました。比較した施設の利用者数などは比較対象にはしておりません。

それから、近年の利用状況でございますけれども、コロナ前、コロナ禍、現状もですけれども、近年6年間の状況をお示しさせていただきます。平均利用者数は、研修棟ですと74人、コテージですと1,128人となっております。

それから、各シーズンでの利用状況ということですが、4月から10月までの利用者が多く、特に夏休み期間中の利用者が多くなっておる。また、平日、ハイシーズン別の利用集計というのは取っておらないんですけれども、利用の傾向からハイシーズン、休前日ですとかゴールデンウィーク、夏休みの利用がほぼ8割から9割程度というふうになっているようでございます。

それから、利用者の構成とリピート率についても集計は取っておらないんですけれども、管理運営委員会に確認しますと、利用者の構成は主に家族での利用が多く、次いで職場や仲間内でのグループという形になっております。また、1人での利用というのはないように聞いております。

それから、リピート率は、これまで利用された方が再度来られるパターンが多いというようなことで、また、利用者の口コミによりまして初めて来られる方もいらっしゃるというふうなことで伺っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） 今、料金を上げるのに類似施設との比較で安い。安いから結構使われ

ているということもあるかもしれませんが、その辺もちょっと気になったところではあり
ました。

あと、第4条、休業日及び使用時間に関して、備考に宿泊の使用時間は午後4時から翌日
の10時までとするとか、2が休憩の使用時間が9時までとなっているんですが、今回の規
定で、このあたりはどのようなになっているかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 藤井和知支所長。

○和知支所長（藤井雅文君） 第4条の休業日及び使用時間ですけれども、規則で定めるとい
うことになっております。その規則ですと現状4時からということにしておりますけれども、
宿泊の使用時間は午後2時から翌日の午前10時までとしておりまして、休憩の使用時間は
午前9時から午後5時までの1時間単位としております。

なお、運用にはなりますけれども、これまでどおり1時間未満は1時間に切り上げて運用
するということになりまして、この規則の第2項におきまして、運用上必要であれば、町長
が必要があると認めるときは、前項の規定に関わらず休業日を設け又は使用時間を変更する
ことができるという規定も設けておりますので、運用に応じて変更等も考えていきたいとい
うふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

山田君。

○6番（山田 均君） 私もちょっとお尋ねしておきたいと思うんですけど、今、使用料の関
係の質問もあったんですけども、大体平均するとどれぐらいのアップ率になるのか伺って
おきたいと思います。いろんな施設が近隣にもありますし、府下にもありますし、利用する人
によっていろんな環境とか条件もあると思うんですけども、やっぱり使用料が安いというの
も大きい魅力だったと思います。利用者も含めて安いということで引上げをするというこ
とでございまして、十分このぐらいの引上げでは利用者が減るということはないというこ
とで、そういう考え方の下に見直しをされたのかどうか伺っておきたい。

それから、施設使用料の中で、研修棟の階下1人につき500円以内ということになって
るんですけど、これまでの料金表にはなかったんですが、どういう意味なのか。階段下にそ
こで休憩するのか休むのか分かりませんが、1人500円以内ということになっており
ます。

それから、附属設備の使用料ということで布団と毛布が、これまででしたら毛布200円
と布団が310円でしたが、500円以内ということで倍近くなっておるところもあります。

この辺の考え方というのは、ただ単なる類似施設と比較して大体それに合わせるような料金設定にしたということなのかどうか伺っておきたいと思います。

それから、施設の管理の関係で、今現在ある条例では、管理運営の委託というのは、施設の管理運営を他の公共団体等に委託することができると第8条で定めておるんですけども、今度の改正では、指定管理者ということになって、これは公募をしたりして管理者を決めるということなのか。現在、管理運営をしていただいているところに指定管理をするということなのか。管理のいろんな関係から言うと公募ということも当然これまでからあるわけでございまして、道の駅なんかもそういうことをされておったんですけども、そういうような考え方なのかどうか併せて伺っておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 藤井和知支所長。

○和知支所長（藤井雅文君） まず、料金のことですけれども、近隣の類似施設と比較をしたということで、一応3か所ほどの類似施設を参考にさせていただきますと、申し上げますと南丹市美山町の美山自然文化村、それから長浜市余呉町のウッディパル余呉、米原市奥伊吹にありますアグリコテージというところになります。こちらのほうの料金の一人頭の単価等を比較しまして、おおよそすけれども3,000円から4,000円までというふうなところになっておりましたので、ウッディパルわちにつきましても、ハイシーズンで行きますと一人頭約3,500円ということになりますので、ちょうど中間あたりの使用料設定という形になっております。この料金を上げることによって、利用者がぐっと減るというふうなことは考えておらないところでございます。先ほど山崎議員からもありましたように、リピーターが数多くおられます。その方のご意見も、もっと使用料を上げてもいいのではないかとのご意見も頂きながら料金改定という形をさせていただくことにしております。

それから、別表のところの研修棟階下のところすけれども、こちらについては、雨天でもバーベキュー等ができる施設、コンクリート敷きの場所になっております。ここだけを使われる場合については、この使用料を頂くということになるんですけども、お泊まりをされる方については、このところは空いておれば自由に使っていただけるという形です。これまで料金設定というのは条例のところには上げていませんでしたけれども、幾らか250円というふうな形で設定をされておりましたので、一応条例のところには500円以下という形で設定をさせていただきました。

それから、布団等の附属設備の使用料すけれども、こちら平成8年度に設定をした金額で、そこからはクリーニングですとかそういった必要経費が上がっておるということがあ

りますので、そこら辺のことも勘案しまして500円以内というふうな形で設定をさせていただいたところでございます。

それから、管理につきましては、第16条のところに指定管理による管理という形を上げさせていただいておりますけれども、指定管理にもできるというふうな形の規定になっております。現状におきましては、ウッディパルの管理運営委員会さん、地元でお世話になっておりますので、来年度においては、この条例を改正した中で新たに再度契約を結んで管理をしていただくという予定を考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） 今回、施設使用料の引上げという、以内ということですが、改定ということ。地元の方、北部振興会の方からも類似施設と比べてちょっと安過ぎるのではないかなというような宿題を頂いていたので、今回1つのめどがつくのかなと思っておりますが、そこでちょっと懸念することです。この条例を可決し、公布の日より施行するというふうにあります。その場合、既に今とか、条例施行日以前に2項の条例施行日以降の予約を入れられている方の施設使用料、今予約をして施行より後の予約を入れられている方は、使用料の規定が以内ということですので問題ないのかもしれませんが、その点はどうなるのかという点。

もう少し膨らませますと、今安いということですから引き上げたいということになるかと思うんですけど、大体いつの時点からは新しい料金設定になっていくのか。そういったところのめどがあれば答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 藤井和知支所長。

○和知支所長（藤井雅文君） この条例が可決された後に施行されるということになりますけれども、現状でこれから先の予約が入っていることも聞かせていただいております。その中で、条例の別表において、それぞれの金額につきまして金額に以内を付けさせていただいておりまして、条例施行日以降についても現行の使用料という形での運用になるというふうを考えております。

なお、今後、運営委員会と調整しまして、使用料改定の検討をすることを予定しております。その後におきまして決定次第、周知広報に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これでは質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これでは討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。

議案第74号 京丹波町わち緑の交流空間施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

《日程第8、議案第75号 京都府市町村職員退職手当組合格約の変更について》

○議長(梅原好範君) 日程第8、議案第75号 京都府市町村職員退職手当組合格約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これでは質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これでは討論を終わります。

これより議案第75号を採決します。

議案第75号 京都府市町村職員退職手当組合格約の変更についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

《日程第9、議案第76号 令和4年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）》

○議長（梅原好範君） 日程第9、議案第76号 令和4年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

居谷君。

○3番（居谷知範君） 本定例会におけます一般会計補正予算におきましても、9ページ、10ページにありますように、庁舎管理事業といたしまして、電気代の高騰による光熱水費の補正が360万8,000円組まれております。

一方、国におきましても、今年の冬は電力需給に余力がない見通しであることから、全国を対象として節電要請がなされている現状にあります。

本町におきましても、12月2日配信の京丹波あんしんアプリやホームページにおきまして、町民の皆様に対しまして省エネ・節電行動の徹底を呼びかける通知をされております。

このような中で、本来的には、この庁舎において率先して節電への取組を行うべきと思えますし、現状におきましてなされている対策をお伺いさせていただきます。

○議長（梅原好範君） 堀内管財課長。

○管財課長（堀内浩二君） 現在、本庁舎におきましては、正午から午後1時の間の執務室内の消灯、防災会議室の昼間の全消灯と夜間の半消灯、交流ラウンジの電気スタンドが多数ございますが、これの消灯を行っております。また、暖房便座の省エネ設定など見直しを行ったりしております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） ただいまの答弁で様々な節電対策に取り組んでいただいているということはよく分かったところであるんですが、まだ対策を取り得る部分というのはあるのかなというふうに思っております。例えば、この庁舎内でも対応されております間接照明の類いですが、全ての間接照明を消すことを提案することは決してないんですけども、例えばデザイン性だけを有しているものとか、あと、業務の遂行に当たりまして、来庁者や職員の皆

様に支障のない範囲の照明を消すなど、もう一步踏み込んだ対策を取るべきではないかというふうに思います。町としての見解をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 堀内管財課長。

○管財課長（堀内浩二君） 議員のおっしゃるとおりだと思いますので、現状でよしとはせず、今後も研究を重ねまして、様々なバランスも考慮した上でさらなる節電に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○6番（山田 均君） ないようでございますので、私からちょっとお尋ねしておきます。

歳出の関係で1点お尋ねをしておきたいと思います。

委員会でもお尋ねした経過もあるんですけども、10ページでございます。ふるさと応援寄附金事業ということで1億1,112万3,000円ということで予算計上されておまして、その中に謝礼とかいろんな事務経費、そして、ふるさと応援寄附金基金積立金7,000万円ということになっております。この1億1,112万3,000円の中で7,000万円を引きますと残りが4,112万3,000円ということで、寄附額の7,000万円のうちの約60%がそういう費用になっております。

ふるさと納税について、寄附者の思いを第一に考えて寄附された全額を基金に積み立てて、そしてそれを活用という考え方ということですが、一般質問でもありましたが、ふるさと納税が増えた理由について、返礼品の種類を増やしたことによって寄附額も増えたりしているということでございます。一番人気が何かということもあるんですけども、やはり京丹波の特産である栗とか枝豆も人気があるようでございます。やはり考え方としてそういうことからすれば、ふるさと応援寄附金を頂いたうちの謝礼としての返礼品、それから、それを送る郵送料代ぐらいは、当然、寄附額から差し引いて、その残りを基金に積み立てて活用するというような方法を、私は当然そういう考えであるべきだと思うんですけども、それについて見解を伺っておきたいと思います。

それから、14ページになりますが、子育て支援センターの関係で、町有施設維持改修等整備工事ということで197万6,000円、電気工事というような説明があったと思うんですけども、具体的にはどのような工事をするのか伺っておきたいと思います。

また、光熱水費については111万円減額になっているんですけども、どういう理由で減額になっておるのか。ほかの関係では全部光熱水費が増額になっている中で、どうなのか伺

っておきたいと思います。

それから、16ページのこども園施設管理事業の中の施設維持管理委託料というのが20万円減額になっているんですけども、委託内容とその減額の理由をお尋ねしておきたいと思います。

それから、18ページで、需用費の中の畜産振興対策事業の修繕費で25万円あるんですけど、具体的にはどこの何の修繕なのか伺っておきたいと思います。

それから、20ページでございます。

ウディパルわち管理事業ということで、空調設備改修工事なり管理棟の改修工事ということでシャワールームというような説明があったと思うんですけども、具体的には新たに設置するということなのか。修繕なのか。また、設置する場所は、宿泊棟に全て設置するということなのかどうか伺っておきます。

あわせて、委員会でも議論になったんですけども、京丹波まるごと交流型観光推進事業ということで40万円、実行委員会負担金ということになっておりますが、この内容と京丹波町としてのメリットというのはどういうところにあるのか伺っておきたいと思います。

それから、22ページでございます。

小学校一般管理事業の中の小学校設備改修工事ということで、丹波ひかり小学校の不用額というように聞いたんですけども、工事内容と不用額の理由について伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 松山総務部長。

○総務部長（松山征義君） ふるさと寄附金の関係です。

常任委員会でもお話をさせていただいた内容かと思うんですけども、やはり寄附していただいた額の意思をいかに反映して行政にまちづくりに使っていくのかという考え方でございますので、そういう意味で寄附していただいた金額を基金に積み立てまして、翌年度に確実にそういった事業に使っていくという形を今は本町は行っております。現時点では、寄附いただいた額のうち、一部を返礼品、もしくはその他の必要経費に使うという考え方ではなくて、やはり寄附いただいた方の意思に基づいて、総額をいかに有効に活用させていただくかというところで、現在、運用をさせていただいているところでございます。

しかしながら、また今後、他自治体においてもいろんな運用の仕方もされておりますので、そういったところも研究をしながら、現状は、今申し上げましたような意思をまずは第一にさせていただいた形での運用ということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 木南子育て支援課長。

○子育て支援課長（木南哲也君） 14ページの子育て支援センター事業の中の町有施設維持改修等整備工事について、また、光熱水費の111万円の減額も関連しますので、併せてご説明を申し上げたいと思います。

京丹波町子育て支援センターは、昨年度までは生涯学習センターの2階で活動をしておりましたが、本年4月より旧上豊田保育所を拠点としているところでございます。その中で、光熱水費につきましては、使用人数の規模が変わっていくということで、減少していくのは分かっておりましたけれども、遊戯室については異常気象時の避難所として利用する予定でございましたし、光熱水費が一体どれぐらいに推移していくかということも1年を運用しながら検討することとしておりました。

しかしながら、早い段階で水道については口径を減径して、また、電気については契約電力の減量協議を関西電力に申し込みまして、そういった結果によって、このたび111万円の減額が見込めたということで補正をさせていただいております。

あわせて、町有施設維持改修等整備工事につきましては197万6,000円の計上ですが、これは旧上豊田保育所の電気低圧受電化工事に伴うものでございます。先ほど申し上げました電気につきましては、関西電力との契約電力の減量協議によって減額しているものの、契約としては高圧受電でございまして、このたび低圧受電化していくことをご認めていただきたいと考えております。

今回、補正予算でお願いしたい理由としましては、高圧受電の保安管理業務の中で、高圧電気設備の経年劣化、次年度にはキュービクル内の変圧器やケーブルなどの取替えが必要というタイミングになったことと、本来新年度も引き続き必要となります電気工作物の保安管理業務委託料約15万円の削減にもつながるということで、今年度中の実施をお願いしたいということでございます。

2つ目の質問で、こども園費の施設維持管理委託料の関係でございしますが、これはシルバー人材センターへの管理業務委託料の減額ということでございます。毎日来てもらう予定で予算は組んでおりましたけれども、来ていただく方の体調不良とかの関係もありまして、週に3日程度の派遣になったことで減じておりますので、今回補正をさせていただくということでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 18ページの畜産振興対策事業の修繕費の関係でございます。今後、修繕費の増額が見込まれることから、25万円を増額させていただきたいというように考えているところでございまして、今年度、当初で予算計上させていただいている部分につきましては、現在、堆肥センター、ストックヤード等の修繕に充てさせていただいておるということで、今後、降雪等によりましてストックヤードのビニールが破れたり、緊急的な堆肥センターの修繕が起こった場合に備えての予算計上でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 藤井和知支所長。

○和知支所長（藤井雅文君） 20ページでございます。

ウッディパルわち管理事業の空調設備改修工事の40万6,000円の減額ですけれども、こちらについては研修棟、管理棟のエアコン等の空調設備を工事をしておりまして、工事費の残額が出たということで減額をさせていただいております。

それから、管理棟改修工事ということで、こちらのほうも研修棟に既存でシャワールームがございます。男女各2か所ずつ、4か所ありますけれども、平成8年度から26年が経過しているということがありますので、このシャワールームについてもユニット化をしてコロナ対策等にも役立てたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） 同じく、20ページの京丹波まると交流型観光推進事業の内容とメリットということでございます。ここがございますAGTCポストファミトリップ京都実行委員会負担金といいますものは、AGTCとは、アジアゴルフツーリズムコンベンションと申しまして、いわゆる日本以外のアジアの諸国からゴルフ関係の関係者を呼び込んで、日本でゴルフの観光の収入を得ていこうという取組でございます。このたび、来年の3月に宮崎県でこのAGTCが開催されますが、このまま帰国いただくのは非常にもったいないということになりまして、京都におきまして、このゴルフ需要を取り込んでいこうというような取組がございます。それがポストファミトリップという名前がついております。ファミトリップとは、ファミリアライゼーショントリップと言いまして、いわゆる本当のプレーヤーではなく、関係者をお招きして、その方々がツアー造成をしていくということを狙っているものでございます。今回この3月におきましては、森の京都エリアを京都の拠点と考えているところでございまして、まずは南丹市で観光もされますが、京丹波町におきましても、各所で観光していただき、また、食事を道の駅でとっていただき、さらにはマリオット

ホテルに宿泊いただくというような計画がなされているところでございます。構成団体といたしましては、京都府観光連盟ですとか京都市観光協会、森の京都DMO、京都文化交流コンベンションビューローといったところですか、亀岡市、南丹市、京丹波町が構成団体となって実行委員会を形成しております。こういったことで、それぞれの市町で取り組みます分量、比率でもちまして負担金の割合が計算されているところでございます。

それから、メリットでございますけれども、今も申しましたとおり、今はコロナ禍でございますが、アフターコロナ、ポストコロナを見越したときに、やはりインバウンド需要を取り込むということは、観光政策においては必須でございます。京丹波町にもゴルフ場が大変多くございますので、アジア諸国のゴルフプレーヤーの皆様にお越しいただきまして観光収入を増やしてまいりたいという内容になっておるところでございますし、メリットとして取り込んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 宇野学校教育課長。

○学校教育課長（宇野浩史君） それでは、22ページの小学校設備改修工事でございますが、内容につきましては、丹波ひかり小学校の地域交流センターのエアコン改修工事でございます。減額の理由でございますが、契約後の工事金額との差金でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○6番（山田 均君） それぞれ答弁をいただいたんですけども、ふるさと納税の関係は、今後、他の市町村の状況も調査をとということでございました。しつこいようでございますけれども、実際の計算をすると6割近い費用を一般財源から投入しているということになりますので、最低、返礼品とか郵送料ぐらいは、ふるさと応援寄附金の中からその費用を使うというのが私は当然だと思います。市町村によっては、ふるさと納税を頂いた方に町の広報紙を毎月送るという市町村もあるようでございますけれども、本町の場合はそういうようなことをやっておるのかどうか、併せて伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） 積立て、また財源配分の関係につきましては、先ほど総務部長から答弁をさせていただいたところでございますけれども、今議員がおっしゃいました寄附者に対してどういったホスピタリティーを提供するのかということにつきましては、返礼品

を選んでいただいて、その返礼品の中に町の観光PRを付すこともございます。それから、ご承知かもしれませんが、今年は店舗型ふるさと納税といった取組も始めました。これはウェブ上でボタンを押して返礼品のみを選んでいただいて寄附いただくということではなくて、ふるさと納税の本当の意味であります、本町を訪れていただいて、体感いただいて、ファンになっていただいて、なおかつ寄附を頂くという取組をやっているところでございますので、いろんな意味での寄附者に対しての提供、我が町のおもてなしといったところは、いろんな方法で取り組んでまいりたいと考えておりますし、今後とも新しい取組ですとか新しい仕組みを使いましてことも検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○6番（山田 均君） 取組の方向はお聞きしたんですけど、現時点では寄附を頂いたところに町の広報紙を発送しているのかという点についてもう一度伺っておきたいと思っております。全国的にそういうことをしている市町村もありまして、町を知っていただいて、リピーターとしてずっとやっていただくということにつながっているかと思っておりますけども、本町としての取組について伺っておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） 少し答弁が煩雑になりました。申し訳ございません。

現状といたしまして、ウェブ上で寄附いただいた方に対して返礼品にそれぞれに広報紙を入れるというような具体的なことは現在はおしておりませんが、方法論といたしまして、ほかの方法で取組もやっていきたいと考えております。そのときには、例えば広報紙ですとか、京丹波町のPRパンフレットですとか、そういったものを付けられる方法、システムもあろうかと思っておりますので、その場合についてはその方向で検討してまいりたいということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 3点質疑をいたします。

まず、事項別明細書5ページ、6ページ、歳入、18款、財産収入、2項、財産売払収入、1目、不動産売払収入についてです。

委員会で実勢、下大久保地内の不動産ということでありましたが、この売払い前の状況について答弁を求めます。これが1点です。

2つ目です。9ページ、10ページ、歳出、先ほどからありますように、2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、ふるさと応援寄附金事業に関わってです。

特に、目下、ガバメントクラウドファンディングとして、京丹波栗リファインプロジェクトにおいて寄附を募っています。12月12日、今週の月曜日には延べ278人からの寄附により、目標額の600万円をわずか一月余りで達成し、本日、朝見てきましたところ、およそ691万円の寄附を頂いております。残り日数もまだまだあります。100日弱ある中で、プロモーション次第で達成率160%、200%も視野に入るのではないかと推量します。今後のガバメントクラウドファンディングの寄附拡大に向けて、パブリシティ含め、さらなる広報の予定はあるのか答弁を求めたいと思います。これが2つ目です。

3つ目、これは3つ目と言うより付け足しなんですけど、先ほど庁舎の節電のことがありましたので、庁舎以外の公共施設の節電対策についても考えていただくように、これは意見として述べておきます。この件に関しては答弁は結構です。

3つ目です。21、22ページです。歳出の9款、消防費、1項、消防費、1目、常備消防費、京都中部広域消防組合負担金についてです。当初予算計上の2億7,445万8,000円、これは令和3年度の決算額と同じ額ということですが、今回、1,398万8,000円を追加して2億8,844万6,000円となりましたが、昨年度決算額より確定負担金が増額となった要因について答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 堀内管財課長。

○管財課長（堀内浩二君） 私から、まず事項別明細書の5ページから6ページの財産収入、不動産売払収入のことについてお答えさせていただきます。実勢地内、下大久保地内の物件ともに法定外公共物となっておりまして、いわゆる旧国有里道・水路と言われるものでございます。実勢地内の物件につきましては、おおむね宅地に隣接しておりまして、下大久保地内のものについては、おおむね山林・雑種地等に隣接しているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） ガバメントクラウドファンディングの関係でございまして、議員おっしゃったように、京丹波栗リファインプロジェクトについてガバメントクラウドファンディングを実施しております。ご指摘いただきましたとおり、私も当然確認をしております。本日、朝時点で315件、690万9,000円のご寄附を頂いているという状況でございまして、想定を上回るペースでございます。これに関しましては、京丹波の栗のポテンシャルの高さを感じておりますし、全国から頂いた京丹波の栗に対する期待といった

ものを非常に背負ってこれから取り組んでまいらなければいけないと認識しているところでございます。ご指摘にございました件でございますけども、クラウドファンディングの制度設計上は、募集期間を変更することができません。ですから、この期間内は変更せずに寄附を募ってまいりたいというふうに考えております。

しかし、当初設定いたしました目標金額を達成いたしておりますので、そういった状況におきましては、今以上にコストをかけたパブリシティ効果を狙ったプロモーションといったようなことは、少し過剰投資にあたるかもしれませんので、今後のプロモーションというのは控えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

ただ、今後は、このノウハウを生かしまして、他事業に対しまして横展開をしていく。ガバメントクラウドファンディングの実施の可能性を探っていくということは考えてございますので、申し添えたいと思います。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 常備消防の負担金でございますが、これにつきましては構成市町における確認書がございまして、これによりまして地方交付税における消防費に係る基準財政需要額が約1,800万円程度増額したことによりまして、基本負担金、追加負担金といったものが増額ということになりましたので、今回補正をお願いいたしまして、支払いをさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） パブリシティは、今日も傍聴に来ておられます京都新聞とかそういったところに注目いただいて記事を書いてもらうような働きかけといったところで理解いただけたらと思いますので、お金は多分かからないと思います。

続きまして、ふるさと応援寄附金に関してもう少しです。

本補正予算によって、災害支援分を含む補正前の額を加えたふるさと応援寄附金の合計額は2億2,000万円を見込むこととなります。同見込額は令和元年度の寄附金の2,151万1,000円の実に10倍超、そして、令和2年度の1億644万6,000円の2倍超、令和3年度の1億3,028万4,000円のおよそ1.7倍を見込んでいたところになります。町におけるふるさと納税も来年度には3億円、4億円と、さらなる次のステージを目指すことになっていくと私は考えます。その過程でSEO（Search Engine Optimization）対策、訳すると検索エンジン最適化対策に本腰を

入れていくことは避けて通れないのではないかなと考えます。まずもって検索結果のページに京丹波町のふるさと納税に係るサイト情報を上位表示させるための対策を行い、返礼品についての関心、京丹波町についての関心と言ってもいいかもしれませんが、問い合わせや寄附を増やしていくアプローチが絶対的に不可欠だと見積もっています。本年度中にSEO対策の端緒となるようなテストマーケティングに取り組む考えはあるのか。ぜひやっていただきたいと思っておりますが、答弁を願います。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） SEO対策（Search Engine Optimization）でございますけども、本年から本町でも実施しております。今、議員からご指摘がございましたように、やはりポータルサイトのウェブ上に上位に表示されますとクリック率が高くなるし、また、大きくなるとクリック率が高くなる。また、表示も、例えば期間限定といったような表示をすることで、クリック率が高くなるといった対策がSEO対策、検索エンジン最適化という対策になろうかと思うんですけれども、本町は、この広告費の中にSEO対策の一環でありますクリック型広告というのを実は今年から実施をいたしております。少し専門的になるんですが、いわゆるクリック単価という設定を本町で行います。各自治体が行うんですけれども、CPCと言いまして、Cost Per Clickと言いますが、この単価設定を幾らにするということを京丹波町が設定をいたしますと、いわゆるポータルサイト側が上位にこれを上げてくれるといったような取組でございまして、そしてたらお金をかければかけるほど、お金が潤沢なところほど最適化されるのではないかというような考え方もあるんですが、実は、これはマーケティング用語の1つなんですが、ROASという指標を使います。何かといいますとかけたコストに対してどれだけクリックが上がり、クリックから納税があるといったような指標を図る仕組みがありまして、この指標が2倍以上を超えないか、2倍以上を下回らないかというところを常に監視をしながら、クリック型広告でコストをかけていくといったような取組、これがクリック型広告、SEO対策といったものでございますが、今年度から実施しておりまして、さらには、併せまして、別の広告も含めましたSEO対策には取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

隅山君。

○10番（隅山卓夫君） 議案第76号 令和4年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）について、賛成の立場から討論を行います。

今回の補正予算については、ふるさと応援寄附金事業、庁舎管理事業、府議会議員選挙執行事業など10事業と人事院勧告に伴う人件費や負担金の確定に伴う追加補正を行うものがあります。

ふるさと応援寄附金事業につきましては、収入実績に基づき、さらなる増加を見込み、併せて、ふるさと産品や基金積立など必要な経費についての追加補正であります。畠中町長が実質的な町政を本年4月にスタートされるに当たり、事業推進体制の強化を目指され組織を改編、新設された商工観光課プロモーション戦略室における斬新積極的な取組の展開によりまして、本年10月現在のふるさと応援寄附金は、昨年実績の1.6倍を上回る状況となっております。

また、先ほども出ましたが、ふるなびクラウドファンディングによる京丹波栗リファインプロジェクトでは、目標金額600万円に対して690万円とそれを上回って達成するなど、京丹波町を応援したいとするファンが急増しております。

一方、本町の財政見通しについては、人口減少や地価下落による地方税収入の微減傾向は明らかでありまして、交付税についても、合併特例期間の終了や有利な起債の合併特例債の発行期限が令和7年度となる中、避けられない経費が増大し、歳出が歳入を上回る収支不足が予想されます。財政健全化対策の一層の推進には、最小の経費で最大の効果を発揮する各種事業の検証による経費削減などに取り組みながら、自主財源として有効なふるさと応援寄附金の一層の推進が求められます。同時に、本町応援ファンの獲得には、寄附金の使い道について、未来をひらく人を育てるまちづくりなど寄附者の皆様の思いに即した効果的な利用も求められます。元気、希望、笑顔のあふれる幸せのまちづくり推進に期待をし、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） ただいま審議中の議案第76号 令和4年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）について、ふるさと応援寄附金事業への1億1,112万3,000円の計上

に着目して賛成討論を行います。

今回の補正により、町ふるさと応援寄附金事業への積立金は7,000万円の増額となり、災害支援分を含む補正前の額を加えた寄附金の合計額は2億2,200万円を見込むこととなります。

なお、同見込額は、令和元年度の寄附金の2,161万1,000円の実に10倍超え、令和2年度の1億644万6,000円の2倍超え、令和3年度の1億3,028万4,000円のおよそ1.7倍に相当します。

さらに、何より特筆したい点としましては、目下、ガバメントクラウドファンディングとして展開中の京丹波栗リファインプロジェクトについてです。同プロジェクトは、ふるさと納税ポータルサイトのふるなびと連携し、京丹波の栗のおいしさをもっと多くの人に届けたい、京丹波町が挑戦する京丹波栗リファインプロジェクトへの応援を旗印に11月10日より開始しました。5日後の11月15日には、ふるなびよりプレスリリースのポータルサイト、PR TIMESへの配信もなされ、本プロジェクトの社会的意義が広く日本中に知られる素地ができ、寄附金数、寄附金額も堅調かつ着実に推移してきました。連日連夜寄附を頂く中、4日前の12月12日には延べ278人の方からの寄附により、目標額としていた600万円をわずか一月余りで達成し、本今朝現在315人の方からおよそ691万円の寄附を頂いております。残り日数も100日弱ある中、パブリシティを含む今後のプロモーション次第で達成率160%、200%も視野に入るものと見積もります。

また、本プロジェクトは昨年度の目標達成、本年度の予算執行をトリガーとして第2章を迎えています。そういった意味ではまさにリファイン、栗へ再び光を当て、洗練化、精緻化していこうとする試みです。商工観光課プロモーション戦略室を中心として、農林振興課、さらには生産者や販売者などと手を携え、コンサル頼みとは無縁のまさに役場職員が手塩にかけてブラッシュアップしてきたプロジェクトと評価します。

元日経トレンディ編集長、サイバー大学IT総合学部教授で、町のデジタルマーケティングセミナー講師も務めていただいている北村 森氏によるルポルタージュのレポートには、栗を通じた地域ブランディングとは、1つの方向をみんなで目指す作業にほかならない。そのためには、覚悟を持って、町が旗振りできるか。大事なものは、自分たちが唯一無二と信じるものをきちんと大事にして、それを強みと言い切る勇気を持つことだとあります。

本事業には、役場職員の矜持が詰まった覚悟の旗振りが象徴されていると察します。そして、この覚悟の旗振りこそが、町民の皆さんに寄り添った各種事業展開をさらなるステージへと導いていく原動力であると指摘します。かかる気概が役場全体に横断的、有機的に波及

し、町内外に共有されていくことによって、町民の皆さん一人ひとりが光り輝く町のダイナミズムにつながるものと確信し、賛成討論とします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。

議案第76号 令和4年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）を原案のとおり決すること
に賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩に入ります。再開は11時ちょうどとします。

休憩 午前10時43分

再開 午前11時00分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

《日程第10、議案第77号 令和4年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（梅原好範君） 次に、日程第10、議案第77号 令和4年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○6番（山田 均君） 8ページの歳出でございますけども、お尋ねをしておきたいと思いま
す。

今回、補正予算として、居宅介護サービス給付費なり地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費等、それぞれ減額なり追加となっているわけでございます。その中で、居宅介護サービスと施設介護サービスが減になって、地域密着型介護サービス給付費負担金が1,630万6,000円の増額になっておるんですけども、ただ単に利用者が減ったとか増えたということだけなのか。通所が減って施設の利用も減った。しかし、地域密着型介護サービスは増えたということで、同じ人が通所をやめて地域密着型のところへ入ったとか

そういうようなことで、それぞれの負担金が減ったり増えたりしたのか伺っておきたいと思
います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） 今お尋ねのございましたように、8ページの居宅介護サー
ビス給付費及び施設介護サービス給付費については減額とさせていただいております、地域
密着型のサービスにつきましても増額補正をお願いしております。

この主な要因としましては、まず、居宅介護サービスにつきましても、いわゆるデイサー
ビスですとかショートステイといったようなサービスの利用が減っているということは1点
要因として挙げさせていただいております。ただ、デイサービスにつきましても、その次の
増額をお願いしております地域密着型介護サービス給付費のほうで、地域密着型の定員18
人規模の小規模なデイサービスの利用が一定伸びているということで、居宅介護のほうは減
額を見込んでおりますけれども、地域密着型のほうは増額をお願いさせていただいていると
いうような、そういったサービスの中での変動ということも1つの要因として挙げさせてい
ただいております。

それから、施設介護サービスにつきましても、4つほどサービスの型がございまして、特
別養護老人ホームなどの利用は伸びているんですけども、介護老人保健施設、いわゆる老
健と言われるサービスですとか、介護療養型と言われるようなサービスにつきましても利用
が減っております、3,180万円余りの減額をお願いさせていただいております。これ
につきましても、主にお亡くなりになりましたり、入院等で見込んでいたほどの利用がなか
ったということが1つの主な要因ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。

議案第77号 令和4年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

《日程第11、議案第78号 令和4年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（梅原好範君） 日程第11、議案第78号 令和4年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○6番（山田 均君） 1点伺っておきたいと思うんですけども、8ページの歳出で、委託料の関係で汚泥引抜委託料というのが111万円減になっておりまして、計画的に汚泥を引き抜くということになっておると思うんですけども、年間見込みの中で減った理由というのは、ただ単なる引き抜く量が減ったということだけなのか。当初見込みとの差が出たということでございますけども、その点についてどういう理由なのか。

また、その施設というのは、公共下水の場合には幾らかあるんですけども、何か所の施設の分なのか併せて伺っておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 保田上下水道課長。

○上下水道課長（保田利和君） 今回、汚泥引抜委託料で111万円の減額をお願いしているわけですが、公共下水道事業のマンホールポンプ等に異物等が詰まりまして、下水の送水が不可能になるような緊急時の場合のために、マンホールに汚水がたまってそういった支障があった場合の緊急時用にバキューム車等で汚泥引き抜きを行うための予算を計上しておりましたが、今年度そういった緊急時の対応等が実績がなかったものですから、今回精査をさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。

議案第78号 令和4年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

《日程第12、議案第79号 令和4年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）》

○議長（梅原好範君） 日程第12、議案第79号 令和4年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○8番（山崎眞宏君） 医師住宅に関して質問いたします。

国保京丹波町病院等医師住宅管理規程で、第3条（入居者の要件）、住宅に入居することができる者は、国保京丹波町病院等に勤務し、若しくは勤務しようとする医師または医療技術員及びその家族等で、町長の許可を受けた者とする。

また、第4条（使用料）で、住宅の使用料は、次のとおりとする。ただし、医師は無料とする。A棟家族用が月額6万円、B1・B2棟は単身用で月額3万円とあります。

また、京丹波町職員の給与に関する条例の給料、第2条第2項で、宿舍、食事、制服その他これらに類する有価物の全部又は一部が職員に支給または無料で貸与される場合においては、別の条例で定めるところにより、その職員の給料を調整するとあります。

今回、医師住宅建設の目的は、医師確保などとされています。例えば、医師住宅単身用に入居された場合は3万円が無料になる。医師住宅単身用に入居できずに個人で借り受けた場

合、例えば家賃3万円の場合、京丹波町職員の給与に関する条例第9条の2に当てはめて計算した場合、住居手当は1万2,500円となって、個人負担が1万7,500円となります。医師住宅に入居できない医師及び医療職についても、住宅手当の拡充を行うべきではないかと思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 現行の給与条例で申し上げますと、今議員がおっしゃったように、医師住宅以外の、例えば民間の住居に入居された場合につきましては、一定の負担が生じるということは承知しております。今後の建設、それから利用の状況といったところを勘案しながら、必要に応じて対応を検討する必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

山田君。

○6番（山田均君） 1点伺っておきます。

2ページの資本的支出で、今回、器械備品（内視鏡システム更新）ということで440万8,000円の減額になっております。入札額の確定によるということでしたが、何社で入札したということなのか。400万円という非常に多額の差が出ております。医療機器というのは入札することによって差額が出るということなのかどうか、併せて伺っておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 豊嶋医療政策課長。

○医療政策課長（豊嶋浩史君） 今回、入札に関しましては指名競争入札ということでございまして、27社の指名でございました。そのうち2社の入札がございまして、そのうち1社が落札されたという形でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） 医師住宅に関連してです。今ある医師住宅3棟言っていたいただきましたが、現地確認してきました。さらに、国保京丹波町病院のホームページのトピックスにも医師住宅関連の記事が何個かあるんですけど、それを見て感じたこととしましては、医師住宅の建設地には当初からカラスの害が相当あるのではないかなと思っております。今も言ったように現地確認してきてもそれを感じるような対策があったりとかして、場所的にそういう

場所なのかなと思うんですが、今般隣接地への医師住宅建設の計画を策定するに当たり、カラスなどの対策も同時並行的に建設計画の中で考えていくことが必要ではないかなと思いますので、その点についてまず1点答弁を求めます。

あと、2つ聞きます。

同様に、先ほども山崎眞宏議員からありましたが、京丹波町職員の給与に関する条例第2条第2項において、宿舍、食事、制服その他これらに類する有価物の全部又は一部が職員に支給又は無料で貸与される場合においては、別の条例で定めるところにより、その職員の給料を調整するとありますが、医師住宅に関しては、先ほど山崎眞宏議員が言っていたように、条例ではない国保京丹波町病院等医師住宅管理規程、いわゆる訓令の第4条（使用料）において医師は無料としている。いろんな考え方があると思うんですが、この辺のところがありますので、関連例規の文言整理を考えていただく必要があるのではないかなというのが2つ目の質疑です。

3つ目に財源のことですが、建設計画の財源として病院施設整備事業債。これは交付税算入率が元利償還金の2分の1掛ける0.5となっておりますので25%、及び過疎対策事業債、これは交付税算入率は皆さん御存じのように元利償還金の7割となっております。それをそれぞれ120万円ずつ起債してという形の財源確保になっていますが、これを合計しますと交付税算入率は47.5%になります。2つの事業債を半々で併用した理由がもちろんあるかと思うんですが、そこについての答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 豊嶋医療政策課長。

○医療政策課長（豊嶋浩史君） カラスの害に関してでございます。

まず、当初は医師住宅だけではなくて、病院本体のほうにもカラスの害がございました。このあたりどうしようかということではいろいろと撃退方法を調べたところ、その対策がありましたのでやってみました。そうしますと、カラスは今のところ寄り付いていないという状況でございますので、同時並行でという話だったんですけども、今のところは問題なしで行っているということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 2点目のご質問でございます。

例規の整備等のことではございますが、現状、医師に対する住居手当の支給に関しましては、議員おっしゃったように第9条の2によりまして、支給対象に該当しないため、現状は支給していないということでございます。病院の医師住宅の管理規程につきましては、医師の使

用料が発生していないということを確認するためのものをございまして、給与条例における給与を調整する別の条例とは性質上異なるものなのかなというふうに考えております。

しかしながら、例規上より分かりやすい表記ということにする必要は確かにあるということを感じております。

したがいまして、今後、必要な時期を判断いたしまして、整備に努めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 豊嶋医療政策課長。

○医療政策課長（豊嶋浩史君） 申し訳ございません。1つ質問にお答えできていませんでした。元利償還金の関係でございます。

医師住宅も含めました診療施設の整備に要します経費につきましては、交付税算入が70%である有利な過疎対策事業債の活用が可能であります。公営企業債の対象となる施設を整備する財源としまして過疎対策事業債を活用する場合は、その充当率が50%とされております。

したがいまして、過疎対策事業債に半分の120万円、残り半分120万円につきましては、病院施設整備事業債を活用することとしております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。

議案第79号 令和4年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

《日程第13、議案第80号 令和4年度京丹波町水道事業会計補正予算（第3号）》

○議長（梅原好範君） 日程第13、議案第80号 令和4年度京丹波町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○6番（山田 均君） 資本的支出の14ページでございます。

維持補修工事ということで流量計更新968万円の予算が計上されておまして、委員会でも若干お尋ねしたんですけども、流量計の耐用年数については法定では15年、業者は25年ということで、今回、18年たっておるということでございました。雷が落ちたという説明を聞いて、それで更新が必要になったということだと思んですけども、雷よけ避雷針は設置をされていないのか。また、そういう計画はあるのかどうかお尋ねをしておきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 保田上下水道課長。

○上下水道課長（保田利和君） 雷よけの避雷針につきましては、各浄水場内には設置しておりますが、今回、予期せぬ落雷の場所でございます。地面を通じて、铸铁管を通じて、過電流が流れたというところがございます。現在、重要な設備については、落雷対策というのは非常に重要なことになってきておりますので、現在の箇所については落雷対策は行っておりませんでしたけども、今後そういったことも含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○6番（山田 均君） 避雷針ということで設置しておけば、今ありましたように地下を通過して落ちたというようなことは防げるのかどうか。また別の方法ということなのかどうか、併せて伺っておきます。それは当然必要だと思いますので、大きな費用が要ることからすれば、当然そういうものを設置すべきだと思いますので、併せて伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 保田上下水道課長。

○上下水道課長（保田利和君） 避雷針で落雷を防げるかどうかということも今後研究をしていかなければいけないんですけども、今回、先ほど申し上げましたとおり地面を通じて、

铸铁管を通じてきたということですので、どのようなことで効果的な落雷対策ができるのか、現状では具体的な案というのはないわけですが、非常に重要な設備について、そういったことも含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。

議案第80号 令和4年度京丹波町水道事業会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

《日程第14、議案第81号 令和4年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）》

○議長（梅原好範君） 日程第14、議案第81号 令和4年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） それでは、本日追加提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第81号 令和4年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）につきまして、国では、電気・ガス料金など物価高への対応を柱とする総合経済対策を盛り込んだ2022年度第2次補正予算が12月2日に成立し、中でも少子化対策、子ども・子育て世代への支援として、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援

につなぐ伴走型の相談支援を充実し、10万円の経済的支援を一体として実施する事業が盛り込まれたところであります。

このことを受けまして、本町におきましても、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備を早期に図るため、これら支給等に必要となります予算につきまして計上をお願いするものであり、先ほどご賛同いただきました令和4年度の一般会計予算に408万3,000円を追加し、補正後の額を119億7,033万9,000円とすることをお願いするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 補足説明を担当課長から求めます。

山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） それでは、議案第81号 令和4年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、歳出から、事項別明細書の7ページから8ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、4款、衛生費、1項、保健衛生費、2目、保健事業費に出産・子育て応援交付金事業として408万3,000円の計上をお願いするものであります。核家族化が進み、地域のつながりが希薄になる中、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備を図るため、伴走型相談支援と経済的支援を組み合わせた形での取組を実施し、様々なニーズに即した効果的な支援となるよう、また、この支援を早期に対象者に届けられるよう追加提案という形で予算計上をお願いするものであります。

まず、伴走型相談支援と経済的支援について説明をさせていただきます。

伴走型相談支援では、面談の実施について、1回目を妊娠届出時、2回目を妊娠8か月前後、3回目を出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間で実施し、妊娠届出時より妊婦や特にゼロ歳から2歳の低年齢期の子育て環境に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につないでいくものでございます。

また、経済的支援では、出産・育児関連用品の購入助成や子育て支援サービスの利用負担軽減等を図るため、妊娠届出時また出生届から乳児家庭全戸訪問等の面談実施後にそれぞれ5万円の支給を実施するものでありまして、本町の支給方法は現金給付として、支給対象者は令和4年4月以降の出産から対象となり、40人と見込んでおります。

それでは、補正予算の内容につきまして説明をさせていただきます。

歳出の内容につきましては、18節、負担金、補助及び交付金に妊娠届出時に支給する出

産応援交付金、出生届出後に支給する子育て応援交付金としてそれぞれに200万円を、併せて業務に必要な事務経費として、10節、需用費の消耗品費に6万2,000円を、11節、役務費の通信運搬費に2万1,000円の計上をお願いするものであります。

次に、歳入でございます。

戻っていただきまして、事項別明細書の5ページから6ページをお願いいたします。

16款、国庫支出金、2項、国庫補助金、3目、衛生費国庫補助金では、出産・子育て応援交付金事業国庫補助金に272万2,000円の計上をお願いするものであります。

次に、17款、府支出金、2項、府補助金、3目、衛生費府補助金では、出産・子育て応援交付金事業府補助金に68万円の計上をお願いするものであります。今回の出産・子育て応援交付金事業につきましては、国の補助率が3分の2、都道府県、市町村がそれぞれ6分の1となっております。この市町村負担分の6分の1につきまして、国の説明の中では、国の補正予算により令和4年度の地方交付税を増額するので、この増額交付の中で対応いただきたいとのことでありましたので、12款、1項、1目、地方交付税、1節、普通交付税に68万1,000円の計上をお願いするものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより、議案第81号 令和4年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）の質疑を行います。

質疑ありますか。

森田君。

○12番（森田幸子君） 経済的支援のところで、出産応援交付金としては、妊娠届出時に妊婦1人当たり5万円とされて、また、子育て応援交付金については、出生届から乳児家庭全戸訪問等の面談実施後に、新生児1人当たり5万円の現金給付との説明でありました。新生児1人当たりであります。多子世帯で、例えば双子で生まれたりとかそのときには2人に5万円、5万円が与えられるのか。その点お伺いします。

もう1点お伺いいたします。

妊娠届出時に妊婦1人当たり5万円給付されるとのことでしたが、途中いろんなケースがあります。不育症とか、流産とか、不幸にして死産であるとか、そういった場合の対応についてお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 永海健康推進課長。

○健康推進課長（永海貴子君） 妊娠時及び出産時に支給される経済的支援ですが、今、国の

示しておりますフローチャートのものを読んでおられますと、妊娠・出産時5万円という表現のみになっておられますので、双子に対しての加算分とかの表示についてはございません。今後、提示がされましたら読み込みまして、またお示しをしていきたいと思っております。今のところ1回のお産・妊娠というあたりの部分の金額を上げさせていただいているところです。

あと、不幸にして妊娠はしたけれども流産、それからそういう経験をされた方もおられると思っております。ご相談がありました場合、なかなか出産がなかったというようなところで知ることが多いものですから、またご相談がありましたら適宜お気持ちに寄り添いながら対応していければと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○12番（森田幸子君） 今、答弁いただきました。そうした詳細のことについては、また国のほうから何か指示があるのか。その点だけお伺いいたします。

以上です。

○議長（梅原好範君） 永海健康推進課長。

○健康推進課長（永海貴子君） 今現在も国に対してQアンドAという形で各市町からいろいろな問合せをしているところがございますので、QアンドAの内容を読み込みながら、ないようでしたら京丹波町からもそのような質問を上げていきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○6番（山田 均君） 今回提案になっております子育て支援交付金事業について、具体的に、対象というのは令和4年4月以降出産ということになってるんですけども、予算化されますと支給というのはいつから始めるのか。早く支給せんなんということで提案もされているわけでございますけども、今、若干いろんなケースがあつて、国が細かくまだ示していないということもあるようでございますし、いつ時点から支給をするということになるのか伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 永海健康推進課長。

○健康推進課長（永海貴子君） 今この予算が通りましたら、京丹波町で実施する内容等を詳細に決めさせていただくという事務的な業務に入っていくと思っております。早ければ1月下旬なり2月から進めたいと思っておりますが、その手順によります。せつかくこの12月の補正で認めていただけるものですので、妊婦の面接時、そういうものを早めに行き

ながら支給がされていくように事務を早めに進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） 事項別明細書の5、6ページです。

財源のことに関して、成立した後のいろんな報道の中でも、まだ総理はこの事業について恒久化を目指したいというようなニュアンスの報道があったりして、来年度以降がどうなるのか、恒久化するのかなどと思うんですが、ちょっとまだ分からない段階なんですが、今回、提案いただいたように、国庫支出金で3分の2、府支出金で6分の1、普通交付税で6分の1ということで、普通交付税の中でも個別算定経費とか包括算定経費とかあると思うんですが、そういったところとはまた別の分が出てくるのではないかなというようなこともある中で、来年度以降、特に普通交付税で今回は出た6分の1に関して、どういう見通しになるのか。そこがちょっと気になるところではあるんですが、そういったところの情報がありましたら答弁を願います。

○議長（梅原好範君） 山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） 普通交付税のことをございますけども、今回、国税収入の補正等に伴いまして、地方交付税が増額されるということになっております。国のほうでは、令和4年度の地方交付税の額が1兆9,211億円増加をされるということをございまして、その中で地方公共団体が物価高克服、経済再生実現のための総合経済対策の事業でありますとか、こういった同経済対策に合わせた地域活性化等を円滑に実施できるように、令和4年度の地方交付税が4,970億円増額交付されているということになっております。今回、普通交付税の増額に対応しまして、令和4年度に限り基準財政需要額の費目に臨時経済対策費の項目が創設されるということになっております。

また、令和5年度につきましても、残余の額1兆4,242億円は令和5年度のほうに地方交付税の交付措置をするということになっておりますので、そういった部分で対応していくのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

森田君。

○12番(森田幸子君) ただいま上程されています議案第81号 令和4年度京丹波町一般会計補正予算(第6号)について、賛成の立場から討論を行います。

出産・子育て応援交付金事業として408万3,000円が計上されています。

少子化対策として、また、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実するとともに、10万円の経済的支援を一体として実施し、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備を図るため、これらの支給などに必要な予算となっております。

伴走型相談支援は、全妊婦を対象に妊娠期から出産・産後、育児期まで一貫して寄り添う相談体制を整備し、様々なニーズに即した支援につなげていきます。

また、経済的負担の軽減に向けては、妊娠届出時に妊婦1人当たり5万円の現金給付と、出生届から乳児家庭全戸訪問等の面接実施後に新生児1人当たり5万円の現金給付が実施されます。

これにより公明党が2022年11月8日に発表した子育て応援トータルプランの一部施策を先行実施する形となり、子育て支援策において手薄な1歳から2歳児に手厚く支援の充実が図れるものと確信し、賛成討論といたします。

○議長(梅原好範君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第81号を採決します。

議案第81号 令和4年度京丹波町一般会計補正予算(第6号)を原案のとおり決することと賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

《日程第15、発委第6号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第15、発委第6号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について提出者の提案説明を求めます。

西山議会運営委員長。

○議会運営委員長（西山芳明君） それでは、発委第6号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案説明を申し上げたいと存じます。

このたびの条例改正につきましては、人事院勧告によります一般職の給与改定に準じ、町の特別職と同様に年間の期末手当の支給月数を改正するものであります。

1枚めくっていただき、裏面をご覧くださいと思います。

第1条関係では、新旧対照表のとおり、第6条、期末手当におきまして、12月に支給する期末手当を0.05月引き上げるものでございます。

同じく、次のページ、第2条関係におきまして、令和5年度からは6月、12月でそれぞれ0.025月引き上げ、均衡を図るものであります。

以上、発委第6号の提案説明といたします。ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○6番（山田 均君） 1点、新旧対照表の関係でお尋ねしたいんですけども、第2条関係で、旧というのは現在が100分の165、それを100分の162.5ということになります。先ほどの説明では0.025引き上げということだったと思うんですけども、旧のほうを見ると100分の165になっているんですけども、100分の160の間違いではないのか。それが新しいほうでは100分の162.5ということになれば第1条関係とも合うと思うんですけども、その点伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時47分

○議長（梅原好範君） 再開します。

西山議会運営委員長。

○議会運営委員長（西山芳明君） ただいまご質問いただきました件につきまして、お答えしたいと思います。

まず、第1条関係で0.05引上げを行っております。そして、その次に、来年の第2条関係におきまして、来年の4月以降の期末手当の報酬基準額165というのを162.5というふうに引き下げるという説明を回答としたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

山田君。

○6番（山田 均君） もう1点お尋ねしておきます。

現在、京丹波町の議員報酬というのは非常に低いというように私は思っているわけでございます。今回の改正について異議を言うのではありませんが、現在、コロナ禍や非常に物価高の中で、非常に町民の生活は大変な状況になっているわけでございますけれども、そういう中で議員の期末手当の引上げということになってるんですけども、具体的に議会運営委員会でこの議案を協議されたときに、そういった町民の生活実態などについても議論されたのかどうか。その点1点伺っておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 休憩します。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時49分

○議長（梅原好範君） 西山委員長。

○議会運営委員長（西山芳明君） 議会運営委員会で協議をした結果ということでございますので、特にただいまの件についての内容も踏まえての結果だというふうに思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより発委第6号を採決します。

発委第6号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、発委第6号は、原案のとおり可決されました。

《日程第16、発委第7号 シルバー人材センターに対するインボイス制度の適用除外を求める意見書》

○議長（梅原好範君） 日程第16、発委第7号 シルバー人材センターに対するインボイス制度の適用除外を求める意見書を議題とします。

本件について、提出者の提案説明を求めます。

東教育福祉常任委員長。

○教育福祉常任委員長（東まさ子君） それでは、発委第7号 シルバー人材センターに対するインボイス制度の適用除外を求める意見書について、提案説明を申し上げます。

シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づいて設立された公益社団法人であり、高齢者に働く機会を提供し、高齢者の生きがいづくり、健康維持・増進、地域社会の活性化等を支えています。令和5年10月に適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されますと、シルバー人材センターの会員の大部分は免税事業者であるために、シルバー人材センターは会員に支払った消費税込みの配分金について仕入税額控除ができなくなり、新たに多額の納税負担が発生することになります。社団法人の運営は収支相償が原則であり、新たな税を負担する財源は見当たりません。この納税負担を避けるために、会員がインボイスの登録者番号を取得し納税事業者となった場合、わずかながらの収入から10%の消費税を払わなければならないことになり、大きな税負担と手取り額の減少があり、地域社会に貢献しようと尽力している高齢者のやる気、生きがいをそぎ、地域社会の活力低下を招く可能性があります。シルバー人材センターに対してインボイス制度を適用することは、高齢者の生きがいをそぐだけではなく、地域の結びつきを弱め、地域社会の活力低下を招きかねないものと懸念されます。また、シルバー人材センターの安定的な事業運営に支障を来すことも危惧されます。

よって、シルバー人材センターに対するインボイス制度の適用を除外すること、また、国

の責任において必要な支援を継続的に行っていくことを強く要望し、本意見書の提出をするものであります。

以上、提案説明といたします。ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○6番（山田 均君） 意見書に対する質疑を行いたいと思います。

今も提案理由がありましたように、意見書については2点、シルバー人材センターに対するインボイス制度の適用除外というものと、国において必要な支援を継続的という2つの内容になっております。令和5年10月からインボイス制度は実施をする予定になっておられるわけでございますけれども、全ての業種に適用されるということでございまして、国に議会としてインボイス制度について意見書を提出する場合、当然、町内の商工業者の皆さんをはじめ、個人事業主などを含めた全てに適用されるわけでありますから、そうした方々の声も踏まえた意見書を国に提出すべきでないかと私は考えます。委員会提案でございますので、議会としてそういう意思を国に示すということでございますので、住民を代表する機関として、議会としては該当する全ての業種を対象にした内容の意見書として私は出すべきだと思うんですけども、そういった議論もされたのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 東委員長。

○教育福祉常任委員長（東まさ子君） 今、山田議員から、このインボイス制度は全ての事業者にも適用されるものであり、国に意見書を挙げるのであれば、全ての業種を対象にした内容にするべきではないかというふうなことでありました。言われるように、今、インボイス制度の件につきましては、数百万人も小規模事業者やフリーランスの働く人たちが中止や延期を求めて声明を出したりされているところであり、全ての業者を対象にしたという山田議員の意見にも理解はするところでございます。しかしながら、シルバー人材センターの運営は、今も申しましたように収支相償が原則であり、新たな税負担は財源がないために制度の導入というのはシルバー人材センターの運営に重大な支障を来すおそれがあります。仮に、センターの税負担の財源を確保するために会員の配分金を減額すれば、地域社会に貢献している高齢者のやる気を阻害することや、ひいては地域社会の活力の低下をもたらすことが懸念されております。シルバー人材センターと会員間の取引は、一般の商取引とは異なることに鑑みて、少額な手取り額がさらに減少することがないよう、適用除外するなどシルバー人

材センターの安定的な運営のための措置として委員会です承を得たところであります。国のほうでもいろいろとシルバー人材センターのことを取り上げて議論がされていることもあります。

そういったことから、全員賛成をいただき了承をしてもらったところであります。ぜひ、ご理解いただき、ご賛同いただきますようによろしくお願いいたします。

また、全ての業者に関して審議されたかということでありました。委員会では、意見書の中身が主にシルバー人材センターに関する意見書でありましたので、いろいろともう少し様子を見てとか意見もありましたけれども、国でもシルバー人材センターの協議会、そして、京都府のシルバー人材センターもこういう中身で要望されているということでありました。特に、ほかの事業者のというふうな具体的な提案というのはなかったです。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質問ありますか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） 議会会議規則第68条に基づいて委員会に説明員として出席しました。冒頭でシルバー人材センターに限ってインボイス制度の適用除外を求める意見書という形で説明を差し上げたときに、令和3年9月定例会において、インボイス制度の中止を求める意見書の提出を求める請願というものが出されております。その中で、本会議では私の知る限りでは賛成4、反対11で不採択という形になっていますので、その点を踏まえて、今回は、シルバー人材センターに対するインボイスの適用除外を求める意見書という形で提出したという点を皆さんに共有いただいていると思うんですが、委員長、確認をお願いします。

○議長（梅原好範君） 東委員長。

○教育福祉常任委員長（東まさ子君） 私も過去の議会を振り返って、確かに令和3年9月定例会に、そのときにはインボイス制度の導入の中止をという請願が提案されて不採択となったところがございます。

したがって、今回は、シルバー人材センターに限っての意見書となっていることも踏まえて申し上げたいと思います。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

畠中君。

○7番(畠中清司君) ただいま審議中の発委第7号 シルバー人材センターに対するインボイス制度の適用除外を求める意見書につきまして、賛成の立場から討論を行います。

なお、以下、述べる点につきましては、10月20日及び同月27日に開催した山崎裕二、伊藤、居谷、畠中、山崎眞宏議員を参加メンバーとする第92回及び第97回定例勉強会において、京丹波町シルバー人材センター理事長及び事務局長と議論を積み重ねた上での賛意であると申し述べておきます。

シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく団体で、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献しています。

同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員は適格請求書、いわゆるインボイスを発行することができないことから、センターは仕入税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税しなければならないという問題が発生します。

しかし、公益事業を行うセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税を負担する財源はありません。

人生100年時代を迎え、国を挙げて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加・健康維持に重きを置いた生きがい就業をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいをそぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすと懸念されます。

センターにとって新たな税負担は、その影響が極めて大きく、まさに運営上の死活問題であります。

そのような状況で推移する中、インボイス制度の開始まで残すところ10か月余りに迫った11月25日、ようやく共同通信社の報道機関より、厚生労働省などにおいて、来年度に向けた税制改正とは別に、全国に約1,300か所あるシルバー人材センターを介して働く会員との契約形態を見直す方向で検討を開始したとの報道がありました。

今後については、議論の進展を待つところですが、方向性としては先ほども触れたように、契約形態の見直しに主眼を置いた内容です。

また、厚生労働省は、新たな税負担を理由として発注者がシルバー人材センター会員との

契約を敬遠しないように、発注者へ丁寧に説明し、理解を得るよう求めていく方針としています。

以上、インボイス制度との関わりで、シルバー人材センター及び同会員にとって着実な遂行とより高い実効性が図られることを目指し、消費税の特例措置としてシルバー人材センターに対するインボイス制度の適用を除外することも含め、シルバー人材センターの安定的な事業運営が可能となるよう、国の責任において必要な支援を継続的に行っていくことを要望する本意見書に対する賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論ありませんか。

山田君。

○6番（山田 均君） ただいま提案になっておりますシルバー人材センターに対するインボイス制度の適用除外を求める意見書について討論を行います。

インボイス制度が令和5年10月から実施される予定に伴い、シルバー人材センターに対してインボイス制度の適用を除外すること。また、国の支援を求めるという内容で、この内容に反対するものではありません。当然、賛成するものでありますが、しかし、京丹波町議会として、シルバー人材センターに絞っての意見書提出には、本当にこれでいいのかということをお私に思うわけであります。町内の各種の事業者の皆さんは本当に不安を持っておられます。こうした声を踏まえた意見書を住民の代表機関である議会として提出すべきと考えるわけであります。

今、質疑の中で、令和3年9月定例会でインボイス制度に対する中止を求める請願が否決されたということでもございました。新たに構成された議会であり、新たに意見書を提出する。何ら問題もないわけでありますし、当然、住民の声を踏まえて提出するという点については、私は何ら問題はないと考えております。

町内でも、小売業が79、飲食業が39、サービス業の方が66、合わせて375業者の方が商工会の会員であります。また、町などが主催しております新規の起業、こうした起業された方は37人となっております。また、道の駅に農産物を出荷する農家など多くの方が対象になるわけであります。いろいろ聞いておりますとインボイス制度の内容がまだ十分に理解をされていない現状もあります。

亀岡市では、インボイス制度の実施の延期を求める意見書が提出される予定と聞いております。

京丹波町議会としても、インボイス制度の適用を受ける町内の全業種の声、調査も踏まえた意見書を提出するのが議会の役割であり責任であるということをお申し上げて討論といたし

ます。

○議長（梅原好範君） 山田議員、先ほどの討論は反対の討論なのか。賛成の討論なのか。明言してください。

○6番（山田 均君） 賛成です。

○議長（梅原好範君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより発委第7号を採決します。

発委第7号 シルバー人材センターに対するインボイス制度の適用除外を求める意見書について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、発委第7号は、原案のとおり可決されました。

なお、意見書の字句、その他の整理については、議長に一任願います。

《日程第17、閉会中の継続調査について》

○議長（梅原好範君） 日程第17、閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、令和4年第4回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 0時19分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原好範

〃 署名議員 居谷知範

〃 署名議員 谷口勝巳